

令和8年度
有馬中学校 P T A 定期総会



令和8年 4月 24日 (金)

書面開催

有馬中学校 P T A

令和8年度 有馬中学校PTA定期総会目次

1. 議 事

第1号議案 令和7年度事業報告に関する件

第2号議案 令和7年度決算報告、特別会計報告ならび会計監査報告に関する件

第3号議案 令和8年度新本部役員及び会計監査委員選出に関する件

第4号議案 令和8年度事業計画案に関する件

第5号議案 令和8年度予算案に関する件

2. 有馬中学校PTA活動内容

3. 有馬中学校PTA規約

4. 有馬中学校PTA細則

5. 有馬中学校PTA個人情報保護規程

令和7年度 事業報告

【本 部 役 員 会】

活動日		活 動 内 容
4月11日	金	大和市・市P本部新役員会 県P総会
4月19日	土	新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ 市P本部引継ぎ・市P役員会・単P会長会
4月24日	木	令和7年度有馬中PTA総会(書面開催)
4月26日	土	本部役員会議・第1回運営委員会
5月10日	土	市P本部役員会・第1回単P会長会
5月24日	土	本部役員会議
6月14日	土	県P定期総会
6月21日	土	本部役員会議 市P本部役員会・第2回単P会長会・教育長 新役員懇親会
7月12日	土	県P和座海綾ブロック4市PTA全体交流会
8月2日	土	本部役員会議
9月6日	土	本部役員会議・第2回運営委員会 第3回単P会長会・令和7年度PTA本部役員交流会・懇親会
9月7日	日	避難所開設訓練(有馬小学校)
9月20日	土	環境整備作業参加・PTA会議室整理整頓及び本部役員会議
10月3日	金	和座海綾ブロック会議
10月8日	水	体育祭 駐輪場整備
10月11日	土	本部役員会議
10月25日	土	本部役員会議・単P会長会
10月30日	木	合唱祭 受付&誘導
11月15日	土	本部役員会議
12月6日	土	本部役員会議
1月17日	土	本部役員会議 海老名市P連絡協議会(欠席)
2月5日	木	和座海綾ブロック会議(欠席)
2月7日	土	本部役員会議 海老名市P連絡協議会・活動研修会
2月28日	土	海老名市P連絡協議会(欠席)
3月7日	土	本部役員会議・第3回運営委員会・引継ぎ、事業報告書とUSB回収
3月11日	水	有馬中学校卒業式
4月6日	月	有馬中学校入学式・会計監査
4月18日	土	新旧本部会議・引継ぎ 新単P会長予定者会

【令和7年度 校外厚生委員会 活動報告】

委員長 大貫 千春

副委員長 田口 佳子

[illegible]

【令和7年度 広報委員会 活動報告】

委員長 山崎 玲子

活動日	活動内容
2月1日(土)	委員会引継ぎ
4月10日(木)	広報156号の素材を依頼 校長挨拶文、根性桜説明文、先生写真、校内図データ、学年行事データの依頼
5月28日(水)	原稿・データ回収
6月5日(木)	学校校正を依頼(〆切 6/13)
6月16日(月)	プリントバックへ出稿(ネット印刷)
6月25日(水)	プリントバックから広報誌納品
6月27日(金)	学年行事の写真・作文を回収
7月1日(火)	広報誌156号発行
9月6日(土)	第2回運営委員会(欠席)
10月6日(月)	団長3名・実行委員長へアンケート配布(体育祭)
10月8日(水)	体育祭 取材・撮影
10月24日(金)	アンケート回収
10月27日(月)	合唱祭実行委員長へアンケート配布
10月30日(木)	合唱祭 取材・撮影
11月7日(金)	アンケート回収
11月11日(火)	登校指導 取材・撮影
	10月・11月 広報誌157号 編集
12月2日(火)	学校校正を依頼(〆切12/12)
12月13日(土)	プリントバックへ出稿
12月20日(土)	広報誌納品
12月23日(火)	広報誌157号 発行
1月9日(金)	先生方へ卒業メッセージ依頼
1月26日(月)	1年生給食風景撮影
1月27日(火)	2年生給食風景撮影
1月28日(水)	卒業メッセージ回収
	1月 広報誌158号 編集
2月2日(月)	学校校正依頼(〆切2/12)
2月23日(月)	プリントバックへ出稿
2月28日(土)	広報誌納品
3月6日(金)	広報誌158号 発行

第2号議案

令和7年度有馬中学校PTA決算報告書

収入の部

(△=減額, 単位=円)

項 目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	令和7年度増減額	備 考
前年度繰越額	916,661	916,661	0	前年度繰越金
会 費	1,020,000	1,137,000	117,000	(344+35)×3000
雑 収 入	0	1,505	1,505	預金利息
合 計	1,936,661	2,055,166	118,505	

支出の部

(△=減額, 単位=円)

項 目		令和7年度予算額	令和7年度決算額	令和7年度増減額	備 考
総務費	1 会 議 費	20,000	18,000	△ 2,000	総会資料代・会議費等
	2 負 担 金	35,000	5,490	△ 29,510	市P連分担金、子ども110番プレート代
	3 慶 弔 費	50,000	29,800	△ 20,200	慶弔費等 入学祝 卒業祝
	4 旅 費	15,000	6,300	△ 8,700	役員出張旅費等
	5 記 念 品	300,000	275,670	△ 24,330	卒業記念品(印鑑)等
	6 印 刷	30,000	30,000	0	用紙代等
	7 保 険	60,000	37,952	△ 22,048	PTA傷害保険料
	8 消 耗 品	5,000	0	△ 5,000	PTA消耗品等
	9 雑 費	5,000	3,045	△ 1,955	会計監査会議費等
	総 務 費 小 計	520,000	406,257	△ 113,743	
委員会運営費	1 本 部 運 営 費	0	0	0	
	2 成人教育委員会運営費	0	0	0	
	3 広 報 委 員 会 運 営 費	0	0	0	
	4 校外厚生委員会運営費	0	0	0	
	5 地 区 委 員 会 運 営 費	0	0	0	
	6 学 年 委 員 会 運 営 費	0	0	0	令和5年度より廃止
	7 指 名 委 員 会 運 営 費	0	0	0	
	運 営 費 小 計	0	0	0	
委員会活動費	1 本 部 活 動 費	90,000	59,000	△ 31,000	
	2 成人教育委員会活動費	0	0	0	家庭教育学級費等
	3 広 報 委 員 会 活 動 費	200,000	98,650	△ 101,350	PTA便り発行諸費用
	4 校外厚生委員会活動費	30,000	10,919	△ 19,081	環境整備、登校指導等
	5 地 区 委 員 会 活 動 費	0	0	0	地区名簿作成諸費用
	6 学 年 委 員 会 活 動 費	0	0	0	令和5年度より廃止
	活 動 費 小 計	320,000	168,569	△ 151,431	
特別活動費	1 環境整備費	50,000	50,000	0	環境整備費等
	2 ふれあい活動費	0	0	0	各学年活動補助
	3 特別活動補助費	0	0	0	生徒会補助・体育祭補助
	4 花いっぱい会の会活動補助費	70,000	70,000	0	花いっぱい会の会活動費補助
	5 コミュニティスクール補助費	50,000	50,000	0	
	6 周年事業準備費	50,000	50,000	0	
	特 別 活 動 費 小 計	220,000	220,000	0	
予備費	1 予 備 費	0	935,594	935,594	大型テント3貼、カラーコーン等購入
	予 備 費 小 計	0	935,594	935,594	
合 計		1,060,000	1,730,420	670,420	

☆収支決算額 2,055,166 - 1,730,420 = 324,746

上記の通り報告し、¥ 324,746 を次年度繰越金といたします。
 令和 8 年 4 月 8 日 有馬中学校PTA会長

会計監査報告

令和 7 年度海老名市立有馬中学PTA会計につき
 令和 8 年 4 月 6 日(月)に会計監査を実施したところ適切に
 執行されその収入、支出ともに正当であり諸書類帳簿は正確に
 処理されているものと認め、これを承認いたします。

野村 新 (印)
 高田 希 (印)
 猪熊 啓子 (印)
 渡邊 紗江 (印)

令和7年度 有馬中学校PTA特別会計報告

《収入の部》

前年度繰越金	1,768,042
周年事業準備金	50,000
貯金利息	2,217
合 計	1,820,259

《残高》

1,820,259

上記の通り報告し、1,820,259円を次年度繰越金といたします。

令和 8 年 4 月 11 日 有馬中学校PTA会長

野形 藍 

会計監査報告

令和7年度海老名市立有馬中学校PTA特別会計につき、令和8年4月 日 日に会計監査を実施したところ、適切に執行され、その収入が正当であり、諸書類帳簿は正確に処理されているものと認め、これを承認いたします。

会計監査

猪熊 啓子 
渡邊 紗江 
高田 希 

令和8年度

新本部役員並びに会計監査委員候補者

会 長 佐々木 宏文

副会長 高山 みさき

青木 麻希

書 記 安倍 知佳

会 計 橋本 展子

鎌野 敦子

会計監査 菊村 緑

金子 知佳

森 真弓

第4号議案 令和8年度PTA年間活動計画〔案〕 ※予定が変更となる可能性あり

月	学校行事	本 部	
4月	着任式・始業式/入学式	PTA総会 ※書面開催	4月
	各学年保護者会		
		『PTA入会届』配布・回収・仕分け	
	部活保護者会		
5月	引き渡し訓練	市P総会 ※書面開催	5月
	2者面談	PTA役員研修講座参加	
	修学旅行		
	1年野外学習		
	2年校外学習		
6月	教育相談	市学校保健会講演会参加	6月
	期末試験	「教育長・教育委員と語る会」出席	
	学校へ行こう週間	登校指導①	
7月	学級懇談会	和座海綾4市PTA全体交流会出席	7月
	終業式	参加	
8月	始業式	環境整備作業参加	8月
9月	1・2年教育相談		9月
	3年三者面談	本部役員交流会参加	
10月	体育祭	体育祭の協力	10月
	合唱祭	合唱祭の協力	
11月	期末試験	えびなっ子いきいきシンポジウム参加	11月
	2年職場体験	人権啓発研修講座参加	
	三者面談	登校指導②	
12月	終業式		12月
1月	始業式		1月
	新入生入学準備説明会		
2月	学年末試験	登校指導③	2月
		PTA活動研修集会参加	
3月	卒業式		3月
	修了式・離任式		
4月	着任式・始業式/入学式	PTA総会 ※書面開催	4月
備 考		地域との交流(青健連)	

第 5 号議案

令和 8 年度有馬中学校 P T A 予算 (案)

収入の部

単位 (円)

項目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	令和8年度予算額	備考
前年度繰越額	916,661	916,661	324,746	会費収入までの運営費
会費	1,020,000	1,137,000	900,000	3,000円 × 300名
雑収入	0	1,505	0	利息
合計	1,936,661	2,055,166	1,224,746	

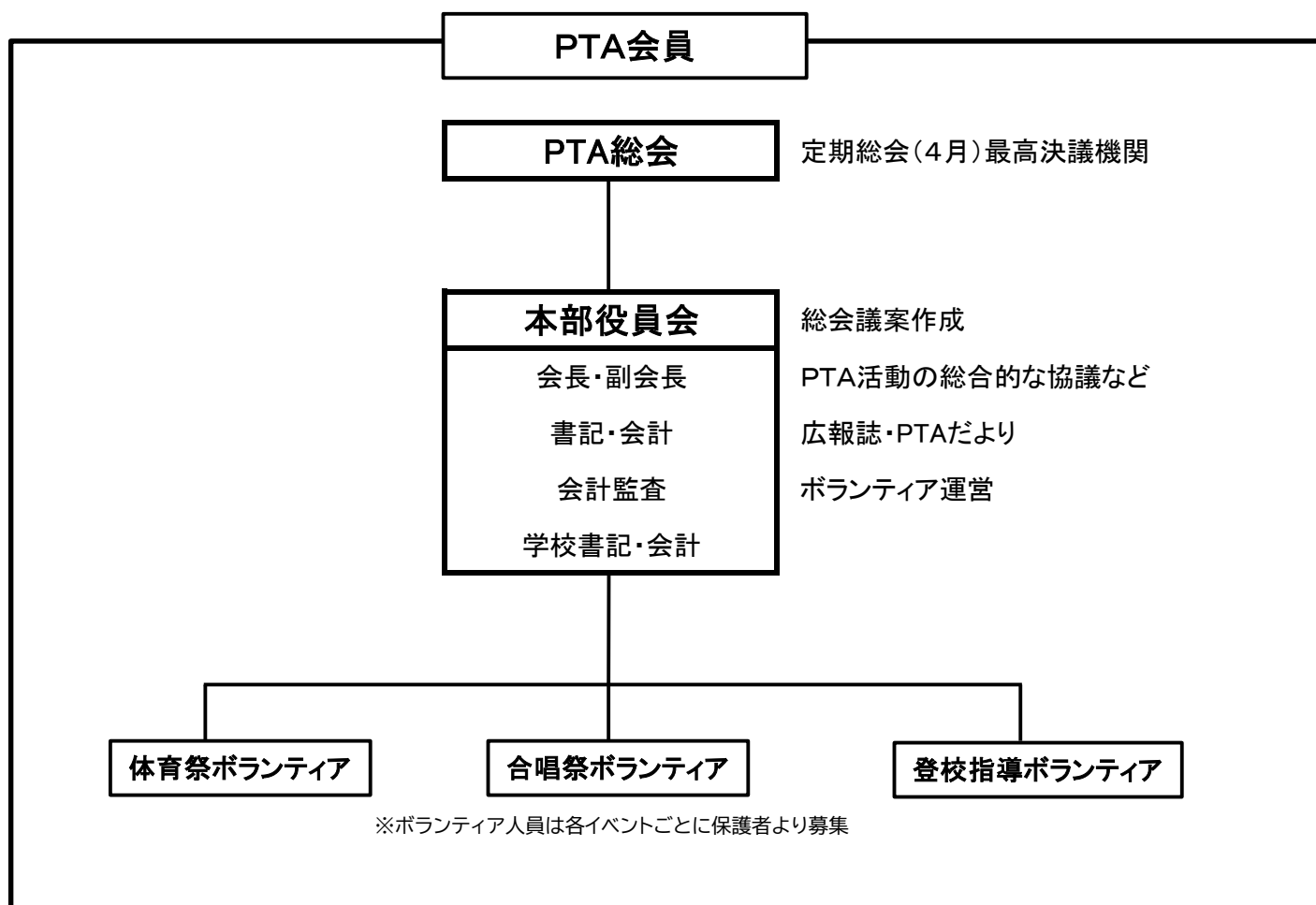
支出の部

単位 (円)

項目		令和8年度予算額	令和7年度予算額	令和8年度増減額	備考
総務費	1 会議費	20,000	20,000	0	総会資料代・会議費等
	2 負担金	20,000	35,000	△ 15,000	市P連分担金
	3 慶弔費	50,000	50,000	0	
	4 旅費	15,000	15,000	0	役員出張旅費等
	5 花束等	100,000	300,000	△ 200,000	卒業式等
	6 印刷	30,000	30,000	0	用紙代、インク代
	7 保険	75,000	60,000	15,000	PTA傷害保険料
	8 消耗品	5,000	5,000	0	
	9 雑費	5,000	5,000	0	会計監査会議費等
	総務費小計	320,000	520,000	△ 200,000	
委員会運営費	1 本部		0	0	令和8年度より本部活動費
	2 広報		0	0	令和8年度より廃止
	3 校外厚生		0	0	令和8年度より廃止
	運営費小計		0	0	
活動費	1 本部	90,000	90,000	0	市P連等行事参加費等
	2 ボランティア	230000	0	230,000	新規
	3 広報委員会		200,000	△ 200,000	令和8年度より廃止
	4 校外厚生委員会		30000	△ 30,000	令和8年度より廃止
	活動費小計	320,000	320,000	0	
特別活動費	1 環境整備	50,000	50,000	0	花壇整備等
	2 ふれあい活動	0	0	0	各学年活動補助
	3 特別活動補助	0	0	0	生徒会補助
	4 花いっぱい	70,000	70,000	0	
	5 CS補助	50,000	50,000	0	コミュニティスクール
	6 周年事業準備	50,000	50,000	0	周年事業用積立金
	特別活動費小計	220,000	220,000	0	
予備費	1 予備費	364,746	0	364,746	
合計		1,224,746	1,060,000	164,746	

有馬中学校PTA組織図

令和8年度



3. 海老名市立有馬中学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は、海老名市立有馬中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

- (1) 保護者と教職員が協力し、学校教育の向上を図り生徒の幸福を増進する。
- (2) 教育に対する理解と、保護者の認識を深める。
- (3) 学校と家庭と地域との連絡を緊密にし、生徒の健全な発達を図る。
- (4) 学校の教育的環境の整備を図る。

第3章 方 針

第3条 本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育並びに福祉のために活動する諸団体及び機関に協力する。
- (2) 特定の宗教や政党に偏らず、営利を目的とする行為は行わない。
- (3) 本会及び本会役員の名で公の選挙に関与しない。
- (4) 学校の人事には干渉しない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は、次の通りとし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

- (1) この会への会員は、有馬中学校に在籍する生徒の保護者・教職員をもって構成し、自由意思で入会し、また退会することができる。
- (2) この会への入会希望者は、入会届を一度提出することによって「卒業又在籍中」は入会することができる。また、退会希望者は退会届を提出することによって退会することができる。
ただし、生徒の転校又は教職員の勤務校の異動や退職により会員資格を失うものは、退会届の提出はこの限りではない。

第5章 会 計

第5条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって賄われる。

- 第6条 本会の会費は、年額3,000円とする。また、途中退会による返金はないものとする。
- 第7条 本会の経理は、総会で決議された予算に基づいて行われる。
- 第8条 本会の会計は、本会計と特別会計の2種類とする。
- 第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 組 織

- 第11条 本会の組織は、次の通りとする。

- (1) 総 会
- (2) 会計監査委員
- (3) 役員会

第7章 本部役員

- 第12条 本会の本部役員は、次の通りとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 書 記 若干名（教員を含む）
- (4) 会 計 2 名（1名は教員）

- 第13条 本部役員は、公募により選出し、総会の承認を得て決定する。

- 第14条 本部役員の任期は、1ヵ年とする。但し再任は妨げない。

- 第15条 本部役員に欠員が生じ補充された本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第16条 本部役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会の常に代表者となり、総会・本部役員会を召集し、総会以外の会議を司る。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、議事及び重要事項を記録するとともに、本会の事務を処理する。
- (4) 会計は、本会の経理事務を処理し、総会に報告する。

第8章 会計監査委員

- 第17条 本会に3名の会計監査委員を置く。

- 第18条 会計監査委員は、総会の承認を得て決定する。

- 第19条 会計監査委員の任期は、1ヵ年とする。

- 第20条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計を監査し、定期総会に報告する。

第9章 総 会

第21条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第22条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度始めに、臨時総会は会長が必要と認めた時、または全会員の3分の1以上の要求があった時に開催する。

第23条 総会は、全会員の5分の1以上の出席がなければ成立することができない。
但し、委任状をもって出席にかえる事ができる。

第24条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第10章 役 員 会

第25条 役員会は、本部役員及び校長をもって構成され、その任務は次の通りとする。

- (1) 学校運営との調整を図り、本会のよりよい運営ができるよう努める。
- (2) 年間事業と予算の調整を図る。
- (3) 総会の議案の立案及び調整に努める。

第11章 慶 弔

第26条 本会は、会員及びその親族の慶弔につき意を表す。

第27条 慶弔の規定は、細則に定める。

第12章 個人情報の取り扱い

第28条 本会は、個人情報の取り扱いについて、別に定める。

第13章 改 正

第29条 本規約の改正は、必要と認めた時、総会に提案する。

第30条 本規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することはできない。

付 則

本規定は、昭和52年5月6日から施行する。

昭和53年5月 4日 一部改正

昭和54年4月26日 一部改正

昭和55年4月25日 一部改正

昭和 5 8 年 4 月 2 1 日	一部改正
平成 元年 4 月 2 2 日	一部改正
平成 9 年 6 月 7 日	一部改正
平成 1 3 年 4 月 2 8 日	一部改正
平成 1 5 年 4 月 2 6 日	一部改正
平成 3 1 年 4 月 2 7 日	一部改正
令和 6 年 4 月 2 4 日	一部改正
令和 6 年 1 1 月 9 日	一部改正
令和 7 年 1 2 月 6 日	一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

4. 海老名市立有馬中学校PTA細則

第1章 慶 弔

第1条 弔事につき、次の通りとする。

会員及び在校生の死亡・・・金10,000円と生花

第2条 以上の外、役員会が必要と認めた時は、別途慶弔の意を表すことができる。
但し、運営委員会に報告することとする。

第2章 個人情報の取り扱い

第3条 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

第3章 改 正

第4条 改正した本細則は、次の定期総会に報告しなければならない。

付 則

本規定は、

平成 9年6月 7日 一部改正

平成10年度 実施

平成13年4月28日 一部改正

平成29年4月22日 一部改正

平成31年4月27日 一部改正

令和 6年4月24日 一部改正

令和 7年12月6日 一部改正し令和8年4月1日より施行する。

5. 海老名市立有馬中学校PTA個人情報保護規程

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 個人情報の利用目的の特定等(第4条-第6条)
- 第3章 個人情報の取得の制限等(第7条-第8条)
- 第4章 個人データの第三者への提供の制限等(第9条-第10条)
- 第5章 保有個人データの開示、訂正・削除(第11条-第12条)
- 第6章 組織及び体制(第13条-第15条)
- 第7章 雑則(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、海老名市立有馬中学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報 の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人 前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員 本会の役員会を構成する者をいう。

(5) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(個人情報保護管理者)

第4条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

- 1 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 2 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的の特定)

第5条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。

(個人情報の収集)

第6条 本会は個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(個人情報の利用の制限)

第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

第8条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去

1 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託する時は原則として委

託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかに受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人データの第三者への提供の制限等

(第三者への提供の制限)

第9条 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者からの提供)

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対

象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5章 保有個人データの開示、訂正・削除

（個人情報の開示請求）

第11条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

（個人情報の訂正又は削除請求）

第12条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第6章 組織及び体制

（苦情の処理）

第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）については必要な体制整備を行い、苦情があった時は、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、本会会長とする。

3 本会会長・本役員は、苦情対応の業務の内容を明確にしておくものとする。

(漏えい時などの対応)

第14条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第15条 個人情報保護管理者は、役員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第16条 本規程の改廃は役員会の承認を受けて行う。

2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日より施行する。